岩永　正規　竹田　昭臣　御簾納　誠

従五位に叙する（各通）
荒井　平　稲川　勘助　岩堀　亨
小田　幸晴　菊池　清志　佐々木靖人
角皆　健治　濱邊　一俊　伏江　喜夫
渡邊　仁夫

正六位に叙する（各通）
石井　勝利　伊藤　哲夫　井上　勝男
大峯　浩二　進藤ミヤ子　菅原　文雄

従六位に叙する（各通）
上山　良　堤　一秋
萩原　裕之　藤田　泰之

正七位に叙する（各通）
山下　隆　山田　郁夫

従七位に叙する（各通）（以上三月二十二日）
山本　豊孝

従五位に叙する（三月二十三日）
清水　幸市

正七位に叙する（三月二十四日）
伊東　政治

正七位に叙する（三月二十五日）
下橋賢次郎　田中　憲廣　長嶺　裕康

正七位に叙する（各通）（三月二十六日）
（長野県松本広域連合消防司令）勝又　智広

従七位に叙する（三月二十七日）

○叙勲

川添　公貴

旭日双光章を授ける
大澤　聰

旭日単光章を授ける（以上三月十九日）
藤原　健祐

旭日双光章を授ける（三月二十日）
松本　一夫

旭日単光章を授ける（三月二十一日）
榮喜　北崎
忠司　新倉
富彦　村瀬

瑞宝双光章を授ける（各通）
大楫　潔　河野　峻
富吉　邦郎　堀之内孜匡

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十九日）
（鳴門教育大学名誉教授）西園　芳信

瑞宝小綬章を授ける
井関　輝男　糸数　周　加田　洋一
佐野　芳行　高久　克彦　高松　幸裕
吉谷　克己

瑞宝双光章を授ける（各通）
太田　雅則　齊藤　章吾
千葉　幹雄　山本　雅人

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十日）
平岡　正美　三上　喜孝

瑞宝小綬章を授ける（各通）
岩崎　美博　黒木　義信　前三　定司
前田　邦正　前田　茂実　山口　満

瑞宝双光章を授ける（各通）
岡　明彦　柴田　明穂　吉岡　洋次

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十一日）
伏江　喜夫

瑞宝小綬章を授ける
岩永　正規　佐々木靖人
菅原　文雄　上山　良
鍋嶋　守　竹田　昭臣
山下　隆　藤田　泰之　八尾　隆志

瑞宝双光章を授ける（各通）
大峯　浩二　西山　穎穂
萩原　裕之　東　明治

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十二日）
長嶺　裕康

瑞宝単光章を授ける（三月二十六日）
（長野県松本広域連合消防司令）勝又　智広

瑞宝単光章を授ける（三月二十七日）
戒田　淳

皇室事項

信任状捧呈式

四月二十三日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在ブルネイ特命全権大使ワン・ハドフィ・ルトファン・ビン・ハジ・アブドゥル・ラティフの信任状捧呈式を行われた。

四月二十三日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在インド特命全権大使ナグマ・モハメド・マリックの信任状捧呈式を行われた。

認証官任命式

四月二十二日午後七時、宮中において、人事官菅原晶子の認証官任命式が行われた。

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、令和八年三月三十日に、利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】を変更したので、同条第六項の規定に基づき、変更した旨を公表する。

令和八年四月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

財政

日本放送協会令和８年度収支予算について

放送法（昭和25年法律第132号）第70条第２項の規定に基づき、令和８年３月31日国会において承認された日本放送協会令和８年度収支予算は、次のとおりである。

令和８年４月27日

総　務　省

予算総則

第１条　日本放送協会（以下、「協会」という。）の令和８年度収支予算の収入及び支出を別表第１収支予算書のとおり定める。

第２条　協会の放送又は配信の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第２に掲げる契約種別に応じ、別表第３に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第４に掲げるとおりとする。（以下、協会の放送又は配信の受信についての契約を「受信契約」という。）

２　前項の規定にかかわらず、別表第５に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第６に掲げる支払方法のうち、口座振替、継続振込又はその他の支払方法のうち協会の指定する方法により一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第５に掲げる額を減ずることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。また、第４項又は第５項の規定と重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が支払う場合は、前項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第５に掲げる額を減ずることとする。

３　第１項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第７に定める契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第６に掲げる支払方法のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第１項に定める受信料の額から別表第７に掲げる額を減ずることとする。ただし、第５項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第１項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第７に掲げる額を減ずることとする。

４　第１項の規定にかかわらず、住居（人が独立して生活を営むことができるように建てられた家屋又は区画された建物の一部の居住部分をいう。以下、この項において同じ。）に受信機を設置した場合又は世帯において協会の配信の受信を開始した場合についての受信契約を締結している者が、別表第６に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合で、その受信契約者又はその者と生計をともにする者が別の住居への受信機の設置又は協会の配信の受信開始について別の受信契約を締結し、別表第６に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合は、当該契約について、第１項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

５　第１項の規定にかかわらず、事業所等世帯以外の受信契約について、同一敷地内で必要なすべてかつ２件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち１件を除外した残りのそれぞれについて、第１項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

第３条　本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第４条　本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

２　前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うとき、及び想定し得ない業務の発生により、給与又は他の項の支出がやむを得ず予算額に比し増加するときに限り、経営委員会の議決を経て、給与と他の項の間で相互に流用することができる。